年度	金額
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百五十億円
平成三十二年度	二千五百十七億円
平成三十三年度	二千七十三億円
平成三十四年度	千六百三十四億円
平成三十五年度	千百九十四億円
平成三十六年度	八百七億円
平成三十七年度	四百九十六億円
平成三十八年度	二百五十二億円
平成三十九年度	九十八億円

附則第四条の二第四項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十四年度から平成二十七年度まで」を「平成二十五年度から平成二十七年度まで」に、「三千九百九十五億四千九百六十万円」を「二千九百十六億六千二百二十万円」に、「六千五百九十六億六百六十九万八千円」を「三千九百五十八億六百六十九万八千円」に改め、「、平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「第四項」を「第三項」に、「平成三十九年度」を「平成三十九年度にあっては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成四十年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

附則第四条の三の見出し中「平成二十四年度及び」を削り、同条第一項中「平成二十四年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「当該各年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第五条の二を削る。

附則第六条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附則第六条の二の見出し中「雇用対策・地域資源活用推進費」を「地域経済・雇用対策費」に改め、同条第一項中「平成二十三年度から平成二十五年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項の表道府県の項中「雇用対策・地域資源活用推進費」を「地域経済・雇用対策費」に、「六八〇」を「二、六三〇」に改め、同表市町村の項中「雇用対策・地域資源活用推進費」を「地域経済・雇用対策費」に、「五二六」を「二、三四〇」に改める。

附則第六条の三の見出し中「平成二十三年度から平成二十五年度まで」を「平成二十四年度及び平成二十五年度」に改め、同条第一項中「平成二十三年度から平成二十五年度まで」を「平成二十四年度及び平成二十五年度」に、「、平成二十三年度」を「、平成二十四年度」に改め、「平成二十四年度及び」を削り、同項第一号の表道府県の項中「九、〇六三」を「四、三九五」に改め、同表市町村の項中「五、六六〇」を「二、八二一」に改め、同条第一項第二号中「二兆七千六百三十四億円」を「三兆二千七百八十五億円」に改め、「第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」及び「同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第三号中「一兆四千二百六十六億円」を「一兆八千八百三十二億円」に改め、同条第三項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同項第一号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「附則第六条の二」を「附則第六条の三」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三第三項に次の一号を加える。

五　平成十九年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三第四項中「第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」及び「第十条第三項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削る。

附則第六条の四を削る。

附則第七条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十四年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の三　平成二十四年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一　イからリまでに掲げる額の合算額

イ　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ　地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、震災特例法改正法及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「租税特別措置法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ　震災特例法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ　平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ　平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額